

令和3年3月25日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員	下村	明
同	山岸	隆行
同	山添	洋司
同	河原林	温朗

1

- (1) 本件請求は、山科区役所保健福祉センター健康福祉部に勤務していた課長補佐級の職員（以下「本件職員」という。）が、令和2年4月1日付けの人事異動の際に、請求人から相談を受けていた事案を事務引継書に記載しておらず、業務を適切に執行することなく怠っていたことから、市長に対し、本件職員に毎月支給されている給与（令和2年度の1年間分。以下「本件給与」という。）の一部の返還を請求することを求めるものであると解される。
- (2) 住民監査請求をするに当たっては、その対象とする財務会計行為自体について、違法又は不当であるとする理由を具体的に示す必要がある。以下、請求人の主張する本件給与の支出の違法・不当理由の具体性について検討する。

2

- (1) 地方公務員の給与に関しては、法第204条第1項において、普通地方公共団体は、常勤の職員に対し給料を支給しなければならない旨が、同条第3項において給料の額は条例で定めなければならない旨がそれぞれ規定されている。
- (2) これを受けて、京都市職員の給与に関し、京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）に各種規定が置かれている。

具体的には、給与条例第5条では、給与は毎月1回以上支給することが規定されており、また、給与条例第12条では、正規の勤務時間について勤務しない場合には給与を減額して支給することが規定されている。

一方、給与条例には、給与の「返還」に関する直接の規定はない。

- (3) 請求人は、市長に対し本件給与の一部の「返還」を請求することを求めているが、先述のとおり、給与条例には市長が「返還」を請求する根拠となる規定はない。その

ため、給与条例に基づいて直接「返還」を請求することを求めることはできないものの、請求人の主張を、給与条例第12条に基づき本件給与を「減額」することを求めるものであると解することはできる。

- (4) この点、請求人が本件給与の一部の返還を本件職員に請求することを求める理由は、本件職員が、請求人から相談を受けていた事案を事務引継書に記載していないことにあるのであって、これは、本件職員の業務執行の不当を問題とするものであるから、給与条例に定める減額事由（正規の勤務時間に勤務していないこと）を摘示したものでないことは明らかである。

よって、本件給与の支出が違法又は不当であるとする理由が、具体的に示されたものであるとは認められない。

- 3 したがって、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

【参照】関係法令等の内容

1 地方自治法（抄）

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

（中略）

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 京都市職員給与条例（抄）

（給料の支給）

第5条 給料は、毎月1回以上、別に定める期日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡したときは、次条第2項又は第3項に定める金額を、出産、疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるため、非常時払を請求したときは、その請求の日までの分を期日前に支給することができる。

(給与の減額)

第12条 職員が、正規の勤務時間(勤務時間条例に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)について勤務しないときは、勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例に規定するとき、又は勤務しないことにつき任命権者の承認があったときは、この限りでない。

(以下略)